

【判例時報 平成30年5月号 (No.2362～2364)】

判例時報5月1日号 (No.2362)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	20	大阪高裁H29.7.25判決 (放送受信料請求控訴事件) 【確定】	仮執行宣言付判決に対して上訴を提起したのちにされた弁済が、右判決によって履行を命じられた債務についての弁済であると認められた事例	<p>●最判昭和47年6月15日 (民集26-5-1000) は、仮執行宣言付判決に対して上訴を提起したのちにされた弁済は、それが全くの任意の弁済であると認められる特別の事情のない限り、仮執行宣言に基づき給付したものと解すべきである。</p> <p>●本判決は、本件において、原告が本件請求債権が本件支払前に存在したことを、もはや争っていないものと認めることができるから (1審請求認容額全額を支払い、控訴審で弁済の抗弁のみを主張し、その他の主張を撤回・民訴法260条所定の仮執行宣言失効・原状回復の申立てもしない)、上記最判にいう「全くの任意弁済であると認めうる特別の事情」があるといえるから、本件弁済は、本件請求債権に対する弁済の効力を認めるのが相当であると判断した。</p>

判例時報5月11日号 (No.2363)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	91	札幌地裁H29.3.30判決 (賃金等請求、債務不存在確認反訴請求事件) 【控訴、札幌高裁H29.10.4判決・原審と同様の判断により、控訴棄却、確定】	学校法人が設置・運営する大学における勤務延長教員の年俸額を減額する給与支給内規の変更について、 合理性を否定し内規変更は全体として無効である とした事例	<p>●本判決は、内規変更が就業規則の不利益変更にあたるとして、内規変更の合理性審査 (労働契約法9条、10条参照) に関し、最判平成9年2月28日民集51・2・705〔第四銀行事件〕を引用の上、賃金、退職金など労働者にとって重要な労働条件に関し実質的な不利益を及ぼす就業規則の変更につき、当該条項が、そのような不利益を労働者に法的に受任させることを許容することができるだけの高度の必要性に基づいた合理的な内容ではないとして、内規変更を無効とした。</p> <p>●定年後の勤務延長期間の給与額を減額する学校法人の就業規則の変更につき、第四銀行事件判決の判断基準によりその合理性を否定した事例判例として、実務上参考になる。</p>

判例時報5月21日号 (No.2364)

	判例時報頁数	判例年月日	内容	備考
1	45	広島高判H29.11.28 (損害賠償請求控訴事件) 【確定】	弁護人が拘留中の被告人に対し母親から預かった手紙を差し入れることを拘留所の職員が拒否したことが違法であるとして、弁護人の国家賠償請求が認められた事件	<p>●被告人の家族からの手紙を、刑事収用法上の物品として取り扱った先例はなく、新しい判断をしたものとして注目される。</p> <p>●本件は、先例のないケースに関する裁判例であり、かつ、原審と控訴審で判断が分かれたものであり、実務上の参考となるのでここに紹介する。</p>